

職業安定法及び労働者派遣事業の適正な運営の確保及び派遣労働者の就業条件の整備等に関する法律の一部を改正する法律案新旧対照条文  
 一 職業安定法（昭和二十二年法律第四百一十一号）

改 正 案	現 行
<p>目次</p> <p>第三章 職業安定機関以外の者の行う職業紹介</p> <p>第一節 (略)</p> <p>第二節 無料職業紹介事業（<u>第三十二条</u> <u>第三十三条の五</u>）</p> <p>第三節 補則（<u>第三十二条の六</u> <u>第三十五条</u>）</p> <p>(定義)</p> <p>第四条 (略)</p> <p>〽 (略)</p> <p>この法律において「職業紹介事業者」とは、<u>第三十条第一項若しくは第三十二条第一項の許可を受けて、又は第三十二条の二第一項、第三十三条の三第一項若しくは第三十三条の四第一項の規定による届出をして職業紹介事業を行う者をいう。</u></p> <p>・ (略)</p> <p>(有料職業紹介事業の許可)</p> <p>第三十条 有料の職業紹介事業を行おうとする者は、<u>厚生労働大臣の許可を受けなければならない。</u></p>	<p>目次</p> <p>第三章 職業安定機関以外の者の行う職業紹介</p> <p>第一節 (略)</p> <p>第二節 無料職業紹介事業（<u>第三十二条</u> <u>第三十三条の三</u>）</p> <p>第三節 補則（<u>第三十二条の四</u> <u>第三十五条</u>）</p> <p>(定義)</p> <p>第四条 (略)</p> <p>〽 (略)</p> <p>この法律において「職業紹介事業者」とは、<u>第三十条第一項若しくは第三十二条第一項の許可を受けて、又は第三十二条の二第一項の規定による届出をして職業紹介事業を行う者をいう。</u></p> <p>・ (略)</p> <p>(有料職業紹介事業の許可)</p> <p>第三十条 有料の職業紹介事業を行おうとする者は、<u>事業所ごとに、厚生労働大臣の許可を受けなければならない。</u></p>

前項の許可を受けようとする者は、次に掲げる事項を記載した申請書を厚生労働大臣に提出しなければならない。

一・二 (略)

三 有料の職業紹介事業を行う事業所の名称及び所在地

四 (略)

五 (略)

前項の申請書には、有料の職業紹介事業を行う事業所ごとの当該事業に係る事業計画書その他厚生労働省令で定める書類を添付しなければならない。

前項の事業計画書には、厚生労働省令で定めるところにより、有料の職業紹介事業を行う事業所ごとの当該事業に係る求職者の見込数その他職業紹介に関する事項を記載しなければならない。

・ (略)

(許可の基準等)

第三十一条 厚生労働大臣は、前条第一項の許可の申請が次に掲げる基準に適合していると認めるときは、同項の許可をしなければならない。

一・二 (略)

三 前二号に定めるもののほか、申請者が、当該事業を適正に遂行

前項の許可を受けようとする者は、次に掲げる事項を記載した申請書を厚生労働大臣に提出しなければならない。

一・二 (略)

三 事業所の名称及び所在地

四 (略)

五 他に事業を行っているときは、その事業の種類

六 (略)

前項の申請書には、事業計画書その他厚生労働省令で定める書類を添付しなければならない。

前項の事業計画書には、厚生労働省令で定めるところにより、当該事業に係る求職者の見込数その他職業紹介に関する事項を記載しなければならない。

・ (略)

(許可の基準等)

第三十一条 厚生労働大臣は、前条第一項の許可の申請が次に掲げる基準に適合していると認めるときは、同項の許可をしなければならない。

一・二 (略)

三 申請者が、第三十三条の四に規定する者に該当する者でないこと。

四 前三号に定めるもののほか、申請者が、当該事業を適正に遂行

することができる能力を有すること。

(略)

(許可の欠格事由)

第三十二条 厚生労働大臣は、前条第一項の規定にかかわらず、次の各号のいずれかに該当する者に対しては、第三十条第一項の許可をしない。

- 一 禁錮以上の刑に処せられ、又はこの法律の規定その他労働に関する法律の規定であつて政令で定めるもの若しくは暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成三年法律第七十七号）の規定（同法第四十八条の規定を除く。）により、若しくは刑法（明治四十年法律第四十五号）第二百四十二条、第二百六条、第二百八条、第二百八条の三、第二百二十二条若しくは第二百四十七条の罪、暴力行為等処罰に関する法律（大正十五年法律第六十号）の罪若しくは出入国管理及び難民認定法（昭和二十六年政令第三百十九号）第七十三条の二第一項の罪を犯したことにより、罰金の刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなつた日から起算して五年を経過しない者
- 二丁五 (略)

第三十二条の二 削除

することができる能力を有すること。

(略)

(許可の欠格事由)

第三十二条 厚生労働大臣は、前条第一項の規定にかかわらず、次の各号のいずれかに該当する者に対しては、第三十条第一項の許可をしない。

- 一 禁錮以上の刑に処せられ、又はこの法律の規定その他労働に関する法律の規定であつて政令で定めるもの若しくは暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成三年法律第七十七号）の規定（同法第四十八条の規定を除く。）により、若しくは刑法（明治四十年法律第四十五号）第二百四十二条、第二百六条、第二百八条、第二百八条の三、第二百二十二条若しくは第二百四十七条の罪若しくは暴力行為等処罰に関する法律（大正十五年法律第六十号）の罪を犯したことにより、罰金の刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなつた日から起算して五年を経過しない者
- 二丁五 (略)

(保証金)

第三十二条の二 第三十条第一項の許可を受けた者（以下「有料職業紹介事業者」といふ。）は、次項の規定による補償の金額に充てる

(手数料)

第三十二条の三 第三十条第一項の許可を受けた者(以下「有料職業紹介事業者」という。)は、次に掲げる場合を除き、職業紹介に関し、いかなる名義でも、実費その他の手数料又は報酬を受けてはならない。

一・二 (略)

・ (略)

厚生労働大臣は、第一項第二号に規定する手数料表に基づく手数料が次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、当該有料職業紹介事業者に対し、期限を定めて、その手数料表を変更すべきことを命ずることができる。

一 (略)

二 手数料の種類、額その他手数料に関する事項が明確に定められていないことにより、当該手数料が著しく不当であると認められるとき。

ため、次条の規定による手数料の徴収の実情並びに求職者及び求人者の保護を考慮して、厚生労働省令で定める金額の保証金を供託しなければならない。

有料職業紹介事業者がこの法律又はこれに基づく命令の規定に違反することによつて損害を受けた者は、当該有料職業紹介事業者が供託した前項の保証金から、その補償を受ける権利を有する。

(手数料)

第三十二条の三 有料職業紹介事業者は、次に掲げる場合を除き、職業紹介に関し、いかなる名義でも、実費その他の手数料又は報酬を受けてはならない。

一・二 (略)

・ (略)

厚生労働大臣は、第一項第二号に規定する手数料表に基づく手数料が次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、当該有料職業紹介事業者に対し、期限を定めて、その手数料表を変更すべきことを命ずることができる。

一 (略)

二 厚生労働大臣が、有料の職業紹介事業における手数料の徴収の実情等を考慮して定める基準に照らし、当該手数料が著しく不当であると認められるとき。

(許可証)

第三十二条の四 厚生労働大臣は、第三十条第一項の許可をしたときは、厚生労働省令で定めるところにより、有料の職業紹介事業を行う事業所の数に応じ、許可証を交付しなければならない。

許可証の交付を受けた者は、当該許可証を、有料の職業紹介事業を行う事業所ごとに備え付けるとともに、関係者から請求があつたときは提示しなければならない。

(略)

(変更の届出)

第三十二条の七 有料職業紹介事業者は、第三十条第二項各号に掲げる事項(厚生労働省令で定めるものを除く。)に変更があつたときは、遅滞なく、その旨を厚生労働大臣に届け出なければならない。

この場合において、当該変更に係る事項が有料の職業紹介事業を行う事業所の新設に係るものであるときは、当該事業所に係る事業計画書その他厚生労働省令で定める書類を添付しなければならない。

第三十条第四項の規定は、前項の事業計画書について準用する。

厚生労働大臣は、第一項の規定により有料の職業紹介事業を行う事業所の新設に係る変更の届出があつたときは、厚生労働省令で定めるところにより、当該新設に係る事業所の数に応じ、許可証を交付しなければならない。

(許可証)

第三十二条の四 厚生労働大臣は、第三十条第一項の許可をしたときは、厚生労働省令で定めるところにより、許可証を交付しなければならない。

許可証の交付を受けた者は、当該許可証を、当該事業所に備え付けるとともに、関係者から請求があつたときは提示しなければならない。

(略)

(変更の届出)

第三十二条の七 有料職業紹介事業者は、第三十条第二項各号に掲げる事項(厚生労働省令で定めるものを除く。)に変更があつたときは、遅滞なく、その旨を厚生労働大臣に届け出なければならない。

ただし、有料職業紹介事業者で同条第一項の許可を二以上の事業所について受けているものが、当該許可に係る一の事業所に関して同条第二項第一号又は第二号に掲げる事項の変更を届け出たときは、当該事業所以外の事業所に係る当該事項の変更に関しては、この限りでない。

有料職業紹介事業者は、第一項の規定による届出をする場合において、当該届出に係る事項が許可証の記載事項に該当するときは、厚生労働省令で定めるところにより、その書換えを受けなければならない。

(取扱職業の範囲)

第三十二条の十一 (略)

第五条の五及び第五条の六第一項の規定は、有料職業紹介事業者に係る前項に規定する職業に係る求人申込み及び求職の申込みについては、適用しない。

(取扱職種の種類等の届出等)

第三十二条の十二 有料の職業紹介事業を行う者又は有料職業紹介事業者は、その有料の職業紹介事業において取り扱う職種の範囲その他業務の範囲(以下この条及び次条において「取扱職種の種類等」という。)を定めたときは、これを厚生労働大臣に届け出なければならない。これを変更したときも、同様とする。

有料の職業紹介事業を行う者又は有料職業紹介事業者が、前項の規定により、取扱職種の種類等を届け出た場合には、第五条の五及び第五条の六第一項の規定は、その範囲内に限り適用するものとする。

厚生労働大臣は、第一項の規定により届け出られた取扱職種の種類等が、特定の者に対し不当な差別的取扱いをするものであると認

有料職業紹介事業者は、前項の規定による届出をする場合において、当該届出に係る事項が許可証の記載事項に該当するときは、厚生労働省令で定めるところにより、その書換えを受けなければならない。

(取扱職業の範囲)

第三十二条の十一 (略)

(取り扱うべき職種の種類等の限定)

第三十二条の十二 厚生労働大臣は、有料の職業紹介事業を行う者又は有料職業紹介事業者の申出に基づき、これらの者が行う有料の職業紹介事業において取り扱うべき職種の範囲その他業務の範囲を定めることができる。

厚生労働大臣が、前項の規定により、有料の職業紹介事業において取り扱うべき職種の範囲その他業務の範囲を定めた場合には、第五条の五及び第五条の六第一項の規定は、その範囲内に限り適用するものとする。

めるときは、当該有料の職業紹介事業を行おうとする者又は有料職業紹介事業者に対し、期限を定めて、当該取扱職種の範囲等を変更すべきことを命ずることができる。

(取扱職種の範囲等の明示等)

第三十二条の十三 有料職業紹介事業者は、取扱職種の範囲等、手数料に関する事項、苦情の処理に関する事項その他当該職業紹介事業の業務の内容に関しあらかじめ求人者及び求職者に対して知らせることが適当であるものとして厚生労働省令で定める事項について、厚生労働省令で定めるところにより、求人者及び求職者に対し、明示しなければならない。

(職業紹介責任者)

第三十二条の十四 有料職業紹介事業者は、職業紹介に関し次に掲げる事項を統括管理させるため、厚生労働省令で定めるところにより、第三十二条第一号から第三号までに該当しない者（未成年者を除く。）のうちから職業紹介責任者を選任しなければならない。

- 一 求人者又は求職者から申出を受けた苦情の処理に関すること。
- 二 (略)

三 求人及び求職の申込みの受理、求人者及び求職者に対する助言及び指導その他有料の職業紹介事業の業務の運営及び改善に関すること。

四 (略)

(取り扱うべき職種の範囲等の明示)

第三十二条の十三 有料職業紹介事業者は、取り扱うべき職種の範囲その他業務の範囲、手数料に関する事項、苦情の処理に関する事項その他当該職業紹介事業の業務の内容に関しあらかじめ求人者及び求職者に対して知らせることが適当であるものとして厚生労働省令で定める事項について、厚生労働省令で定めるところにより、求人者及び求職者に対し、明示しなければならない。

(職業紹介責任者)

第三十二条の十四 有料職業紹介事業者は、職業紹介に関し次に掲げる事項を行わせるため、厚生労働省令で定めるところにより、第三十二条第一号から第三号までに該当しない者（未成年者を除く。）のうちから職業紹介責任者を選任しなければならない。

- 一 求人者又は求職者から申出を受けた苦情の処理に当たること。
- 二 (略)

三 求人及び求職の申込みの受理、求人者及び求職者に対する助言及び指導その他有料の職業紹介事業の業務を統括し、その改善を図ること。

四 (略)

(事業報告)

第三十二条の十六 有料職業紹介事業者は、厚生労働省令で定めるところにより、有料の職業紹介事業を行う事業所ごとの当該事業に係る事業報告書を作成し、厚生労働大臣に提出しなければならない。

前項の事業報告書には、厚生労働省令で定めるところにより、有料の職業紹介事業を行う事業所ごとの当該事業に係る求職者の数、職業紹介に関する手数料の額その他職業紹介に関する事項を記載しなければならない。

(無料職業紹介事業)

第三十三条 無料の職業紹介事業(職業安定機関の行うものを除く。以下同じ。)を行おうとする者は、次条から第三十三条の四までの規定により行う場合を除き、厚生労働大臣の許可を受けなければならない。

・ (略)

第三十条第二項から第四項まで、第三十一条、第三十二条、第三十二条の四、第三十二条の五、第三十二条の六第二項、第三項及び第五項、第三十二条の七から第三十二条の十まで並びに第三十二条の十二から第三十二条の十六までの規定は、第一項の許可を受けて行う無料の職業紹介事業及び同項の許可を受けた者について準用する。この場合において、第三十条第二項中「前項の許可」とあり、第三十一条中「前条第一項の許可」とあり、並びに第三十二条、第

(事業報告)

第三十二条の十六 有料職業紹介事業者は、厚生労働省令で定めるところにより、事業報告書を作成し、厚生労働大臣に提出しなければならない。

前項の事業報告書には、厚生労働省令で定めるところにより、当該事業に係る求職者の数、職業紹介に関する手数料の額その他職業紹介に関する事項を記載しなければならない。

(無料職業紹介事業)

第三十三条 無料の職業紹介事業(職業安定機関の行うものを除く。以下同じ。)を行おうとする者は、次条の規定により行う場合を除き、事業所ごとに、厚生労働大臣の許可を受けなければならない。

・ (略)

第三十条第二項から第四項まで、第三十一条、第三十二条、第三十二条の四、第三十二条の五、第三十二条の六第二項、第三項及び第五項、第三十二条の七から第三十二条の十まで並びに第三十二条の十二から第三十二条の十六までの規定は、第一項の許可を受けて行う無料の職業紹介事業及び同項の許可を受けた者について準用する。この場合において、第三十条第二項中「前項の許可」とあり、第三十一条中「前条第一項の許可」とあり、第三十二条、第三十二

第三十二条の四第一項、第三十二条の五、第三十二条の六第五項、第三十二条の八第二項及び第三十二条の九第一項中「第三十条第一項の許可」とあるのは「第三十三条第一項の許可」と、第三十二条の六第二項中「前項」とあるのは「第三十三条第三項」と、第三十二条の十三中「手数料に関する事項、苦情」とあるのは「苦情」と、第三十二条の十六第二項中「職業紹介に関する手数料の額その他」とあるのは「その他」と読み替えるものとする。

(略)

(学校等の行う無料職業紹介事業)

第三十三条の二次の各号に掲げる施設の長は、厚生労働大臣に届けて、当該各号に定める者(これらの者に準ずる者として厚生労働省令で定めるものを含む。)について、無料の職業紹介事業を行うことができる。

一～四 (略)

(略)

第一項の規定により無料の職業紹介事業を行おうとする同項各号に掲げる施設の長は、その取り扱う職業紹介の範囲を定めて、同項の届出をすることができる。

(略)

第三十二条の八第一項、第三十二条の九第二項、第三十二条の十、第三十二条の十三、第三十二条の十五及び第三十二条の十六の規

条の四第一項、第三十二条の五、第三十二条の六第五項、第三十二条の八第二項及び第三十二条の九第一項中「第三十条第一項の許可」とあり、並びに第三十二条の七第一項中「同条第一項の許可」とあるのは「第三十三条第一項の許可」と、第三十二条の六第二項中「前項」とあるのは「第三十三条第三項」と、第三十二条の十三中「手数料に関する事項、苦情」とあるのは「苦情」と、第三十二条の十六第二項中「職業紹介に関する手数料の額その他」とあるのは「その他」と読み替えるものとする。

(略)

(学校等の行う無料職業紹介事業)

第三十三条の二次の各号に掲げる施設の長は、厚生労働大臣に届けて、当該各号に定める者について、無料の職業紹介事業を行うことができる。

一～四 (略)

(略)

第一項の規定により無料の職業紹介事業を行おうとする同項各号に掲げる施設の長は、その取り扱うべき職業紹介の範囲を定めて、同項の届出をすることができる。

(略)

第三十二条の八第一項、第三十二条の九第二項、第三十二条の十、第三十二条の十三、第三十二条の十五及び第三十二条の十六の規

定は、第一項の規定により同項各号に掲げる施設の長が行う無料の職業紹介事業について準用する。この場合において、第三十二条の九第二項中「前項第一号又は第三号」とあるのは「前項第二号」と、第三十二条の十三中「手数料に関する事項、苦情」とあるのは「苦情」と、第三十二条の十六第一項中「有料の職業紹介事業を行う事業所」ことの当該事業に係る事業報告書」とあるのは「事業報告書」と、同条第二項中「有料の職業紹介事業を行う事業所」ことの当該事業」とあるのは「当該事業」と、「職業紹介に関する手数料の額その他」とあるのは「その他」と読み替えるものとする。

(略)

(特別の法人の行う無料職業紹介事業)

第三十三条の三 特別の法律により設立された法人であつて厚生労働省令で定めるものは、厚生労働大臣に届け出て、当該法人の直接若しくは間接の構成員(以下この項において「構成員」という。)を求人者とし、又は当該法人の構成員若しくは構成員に雇用されている者を求職者とする無料の職業紹介事業を行うことができる。

第三十条第二項から第四項まで、第三十二条、第三十二条の四第二項、第三十二条の七第一項及び第二項、第三十二条の八第一項、第三十二条の九、第三十二条の十並びに第三十二条の十二から第三十二条の十六までの規定は、前項の届出をして行う無料の職業紹介事業及び同項の届出をした法人について準用する。この場合において、次の表の上欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句は、それ

定は、第一項の規定により同項各号に掲げる施設の長が行う無料の職業紹介事業について準用する。この場合において、第三十二条の九第二項中「前項第一号又は第三号」とあるのは「前項第二号」と、第三十二条の十三中「手数料に関する事項、苦情」とあるのは「苦情」と、第三十二条の十六第二項中「職業紹介に関する手数料の額その他」とあるのは「その他」と読み替えるものとする。

(略)

それ同表の下欄に掲げる字句に読み替えるものとする。

第三十条 第二項	前項の許可を受けようとする者	第三十三条の三第一項の届出をしようとする法人
第三十条 第三項	申請書	届出書
第三十二条	厚生労働大臣は、前条第一項の規定にかかわらず、次の者に対しては、第三十条第一項の許可をして	次の法人は、新たに無料の職業紹介事業の事業所を設けて当該無料の職業紹介事業を行つて
第三十二条の四第二項	許可証の交付を受けた者	第三十三条の三第一項の届出をした法人
当該許可証	当該届出をした旨その他厚生労働省	

第二項	第三十二 条の十六	第三十二 条の十二	第三十二 条の九第 二項	
他	、職業紹介に 関する手数料 の額その他	手数料に 関する事 項、苦情	前項第二号 又は第三号	、第三十 条第一項 の許可を 取り消す
	その他	苦情	前項第一号	令で定める 事項を記載 した書類  当該無料の 職業紹介事 業の廃止を 、 当該無料の 職業紹介事 業（二以上 の 事業所を設 けて無料の 職業紹介事 業 を行う場合 にあつては 、各事業所 ご との無料の 職業紹介事 業。以下こ の 項において 同じ。）の 開始の当時 第 三十二條第 三号に該当 するときは 当 該無料の職 業紹介事業 の廃止を、 命 ずる

(地方公共団体の行う無料職業紹介事業)

第三十三条の四 地方公共団体は、当該地方公共団体の区域内における福祉サービスの利用者への支援に関する施策、企業の立地の促進を図るための施策その他当該区域内の住民の福祉の増進、産業経済の発展等に資する施策に関する業務に附帯する業務として無料の職業紹介事業を行う必要があると認めるときは、厚生労働大臣に届け出て、当該無料の職業紹介事業を行うことができる。

第三十条第二項から第四項まで、第三十二条の七第一項及び第二項、第三十二条の八第一項、第三十二条の九第二項、第三十二条の十並びに第三十二条の十二から第三十二条の十六までの規定は、前項の届出をして行う無料の職業紹介事業及び同項の届出をした地方公共団体について準用する。この場合において、第三十条第二項中「前項の許可を受けようとする者」とあるのは、「第三十三条の四第一項の届出をしようとする地方公共団体」と、同項及び同条第三項中「申請書」とあるのは、「届出書」と、第三十二条の九第二項中「前項第二号又は第三号」とあるのは、「前項第二号」と、第三十二条の十三中「手数料に関する事項、苦情」とあるのは、「苦情」と、第三十二条の十六第二項中「職業紹介に関する手数料の額その他」とあるのは、「その他」と読み替えるものとする。

(公共職業安定所による援助)

第三十三条の五 公共職業安定所は、第三十三条第一項の許可を受け

(公共職業安定所による援助)

第三十三条の三 公共職業安定所は、第三十三条第一項の許可を受け

て、又は第三十三条の二第一項、第三十三条の三第一項若しくは前条第一項の規定による届出をして無料の職業紹介事業を行う者に対して、雇用情報、職業に関する調査研究の成果等の提供その他当該無料の職業紹介事業の運営についての援助を与えることができる。

て、又は前条第一項の規定による届出をして無料の職業紹介事業を行う者に対して、雇用情報、職業に関する調査研究の成果等の提供その他当該無料の職業紹介事業の運営についての援助を与えることができる。

(兼業の禁止)

第三十三条の四 料理店業、飲食店業、旅館業、古物商、質屋業、貸金業、両替業その他これらに類する営業を行う者は、職業紹介事業を行うことができない。

(職業紹介事業者の責務)

第三十三条の六 (略)

第三十三条の五 (略)

(厚生労働大臣の指導等)

第三十三条の七 (略)

第三十三条の六 (略)

(委託募集)

第三十六条 労働者を雇用しようとする者が、その被用者以外の者をして報酬を与えて労働者の募集に従事させようとするときは、厚生労働大臣の許可を受けなければならない。

第三十六条 労働者を雇用しようとする者が、その被用者以外の者をして労働者の募集に従事させようとするときは、厚生労働大臣の許可を受けなければならない。

前項の報酬の額については、あらかじめ、厚生労働大臣の認可を受けなければならない。

被用者以外の者をして労働者の募集に従事させようとする者が、その被用者以外の者に報酬を与えようとするときは当該報酬の額について、あらかじめ、厚生労働大臣の認可を受けなければならない。

労働者を雇用しようとする者が、その被用者以外の者をして報酬を与えることなく労働者の募集に従事させようとするときは、その旨を厚生労働大臣に届け出なければならない。

### 第三十八条 削除

第三十八条 労働者の募集を行おうとする者は、通常通勤することができる地域から、労働者を募集し、その地域から、労働者を募集することが困難なときは、その地域に近接する地域から、労働者を募集するように努めなければならない。

#### (募集地域の原則)

#### (報酬受領の禁止)

第三十九条 労働者の募集を行う者及び第三十六条第一項又は第三項の規定により労働者の募集に従事する者(以下「募集受託者」という。)は、募集に応じた労働者から、その募集に関し、いかなる名義でも、報酬を受けてはならない。

#### (報酬受領の禁止)

第三十九条 労働者の募集を行う者及び第三十六条第一項の規定により労働者の募集に従事する者(以下「募集受託者」という。)は、募集に応じた労働者から、その募集に関し、いかなる名義でも、報酬を受けてはならない。

#### (許可の取消し等)

第四十一条 厚生労働大臣は、第三十六条第一項の許可を受けて労働者の募集を行う者又は同項の規定により労働者の募集に従事する者がこの法律若しくは労働者派遣法(第三章第四節の規定を除く。次項において同じ。)の規定又はこれらの規定に基づく命令若しくは処分違反したときは、同項の許可を取り消し、又は期間を定めて

#### (許可の取消し等)

第四十一条 厚生労働大臣は、第三十六条第一項の許可を受けて労働者の募集を行う者又は募集受託者がこの法律若しくは労働者派遣法(第三章第四節の規定を除く。)の規定又はこれらの規定に基づく命令若しくは処分違反したときは、同項の許可を取り消し、又は期間を定めて当該労働者の募集の業務の停止を命ずることができる

当該労働者の募集の業務の停止を命ずることができる。

厚生労働大臣は、第三十六条第三項の届出をして労働者の募集を行う者又は同項の規定により労働者の募集に従事する者がこの法律若しくは労働者派遣法の規定又はこれらの規定に基づく命令若しくは処分に違反したときは、当該労働者の募集の業務の廃止を命じ、又は期間を定めて当該労働者の募集の業務の停止を命ずることができる。

(準用)

第四十六条 第二十条、第三十三条の五及び第四十一条の規定は、労働組合等が前条の規定により労働者供給事業を行う場合について準用する。この場合において、第二十条第一項中「公共職業安定所」とあるのは「労働者供給事業者」と、「求職者を紹介してはならない」とあるのは「労働者を供給してはならない」と、同条第二項中「求職者を無制限に紹介する」とあるのは「労働者を無制限に供給する」と、「公共職業安定所は当該事業所に対し、求職者を紹介してはならない」とあるのは「公共職業安定所は、その旨を労働者供給事業者に通報するものとし、当該通報を受けた労働者供給事業者は、当該事業所に対し、労働者を供給してはならない」と、同項ただし書中「紹介する」とあるのは「供給する」と、第四十一条第一項中「同項の許可」とあるのは「同条の許可」と、「当該労働者の募集の業務」とあるのは「当該労働者供給事業の全部若しくは一部」と読み替えるものとする。

(準用)

第四十六条 第二十条、第三十三条の三及び第四十一条の規定は、労働組合等が前条の規定により労働者供給事業を行う場合について準用する。この場合において、第二十条第一項中「公共職業安定所」とあるのは「労働者供給事業者」と、「求職者を紹介してはならない」とあるのは「労働者を供給してはならない」と、同条第二項中「求職者を無制限に紹介する」とあるのは「労働者を無制限に供給する」と、「公共職業安定所は当該事業所に対し、求職者を紹介してはならない」とあるのは「公共職業安定所は、その旨を労働者供給事業者に通報するものとし、当該通報を受けた労働者供給事業者は、当該事業所に対し、労働者を供給してはならない」と、同項ただし書中「紹介する」とあるのは「供給する」と、第四十一条中「同項の許可」とあるのは「同条の許可」と、「当該労働者の募集の業務」とあるのは「当該労働者供給事業の全部若しくは一部」と読み替えるものとする。

(指針)

第四十八条 厚生労働大臣は、第三条、第五条の三、第五条の四、第三十三條の六及び第四十二條に定める事項に関し、職業紹介事業者、労働者の募集を行う者、募集受託者及び労働者供給事業者が適切に対処するために必要な指針を公表するものとする。

第五十一条の二 第三十三條第一項の許可を受けて、又は第三十三條の二第一項、第三十三條の三第一項若しくは第三十三條の四第一項の規定による届出をして無料の職業紹介事業を行う者、労働者の募集を行う者、募集受託者及び労働者供給事業者（以下この条において「無料職業紹介事業者等」という。）並びに公共職業安定所の業務に従事する者及び無料職業紹介事業者等の業務に従事する者は、その業務に関して知り得た個人情報その他厚生労働省令で定める者に関する情報を、みだりに他人に知らせてはならない。無料職業紹介事業者等並びに公共職業安定所の業務に従事する者及び無料職業紹介事業者等の業務に従事する者でなくなつた後においても、同様とする。

第六十四条 次の各号のいずれかに該当する者は、これを一年以下の懲役又は百万円以下の罰金に処する。

一・一の二 (略)

二 第三十二條の九第二項(第三十三條第四項、第三十三條の二

(指針)

第四十八条 厚生労働大臣は、第三条、第五条の三、第五条の四、第三十三條の五及び第四十二條に定める事項に関し、職業紹介事業者、労働者の募集を行う者、募集受託者及び労働者供給事業者が適切に対処するために必要な指針を公表するものとする。

第五十一条の二 第三十三條第一項の許可を受けて、又は第三十三條の二第一項の規定による届出をして無料の職業紹介事業を行う者、労働者の募集を行う者、募集受託者及び労働者供給事業者（以下この条において「無料職業紹介事業者等」という。）並びに公共職業安定所の業務に従事する者及び無料職業紹介事業者等の業務に従事する者は、その業務に関して知り得た個人情報その他厚生労働省令で定める者に関する情報を、みだりに他人に知らせてはならない。無料職業紹介事業者等並びに公共職業安定所の業務に従事する者及び無料職業紹介事業者等の業務に従事する者でなくなつた後においても、同様とする。

第六十四条 次の各号のいずれかに該当する者は、これを一年以下の懲役又は百万円以下の罰金に処する。

一・一の二 (略)

二 第三十二條の九第二項(第三十三條第四項及び第三十三條の二

<p>七項及び第三十三條の三第二項において準用する場合を含む。）の規定による事業の停止の命令に違反した者</p> <p>三 第三十二條の十（第三十三條第四項、第三十三條の二第七項及び第三十三條の三第二項において準用する場合を含む。）の規定に違反した者</p> <p>四 第三十二條の十一第一項の規定に違反した者</p> <p>五（略）</p> <p>六 第三十三條の三第二項において準用する第三十二條の九第一項の規定による事業の廃止の命令に違反した者</p> <p>七（略）</p> <p>八 第四十一條第一項（第四十六條において準用する場合を含む。）の規定による労働者の募集の業務若しくは労働者供給事業の停止又は第四十一條第二項の規定による労働者の募集の業務の廃止若しくは停止の命令に違反した者</p> <p>九（略）</p> <p>第六十五條 次の各号のいずれかに該当する者は、これを六月以下の懲役又は三十万円以下の罰金に処する。</p> <p>一・二（略）</p> <p>三 第三十三條の二第一項又は第三十三條の三第一項の規定による届出をしないで、無料の職業紹介事業を行った者</p> <p>四 第三十六條第二項又は第三項の規定に違反した者</p>	<p>第七項において準用する場合を含む。）の規定による事業の停止の命令に違反した者</p> <p>三 第三十二條の十（第三十三條第四項及び第三十三條の二第七項において準用する場合を含む。）の規定に違反した者</p> <p>四 第三十二條の十一の規定に違反した者</p> <p>五（略）</p> <p>六（略）</p> <p>七 第四十一條（第四十六條において準用する場合を含む。）の規定による労働者の募集の業務又は労働者供給事業の停止の命令に違反した者</p> <p>八（略）</p> <p>第六十五條 次の各号のいずれかに該当する者は、これを六月以下の懲役又は三十万円以下の罰金に処する。</p> <p>一・二（略）</p> <p>三 第三十三條の二第一項の規定による届出をしないで、無料の職業紹介事業を行った者</p> <p>四 第三十三條の四の規定に違反した者</p> <p>五 第三十六條第二項の規定に違反した者</p>
---	--

- 五 (略)
- 六 (略)
- 七 (略)
- 八 (略)
- 九 (略)

第六十六条 次の各号のいずれかに該当する者は、これを三十万円以下の罰金に処する。

- 一 第三十条第二項(第三十二条の六第六項、第三十三条第四項及び第五項並びに第三十三条の三第二項)において準用する場合を含む。( )に規定する申請書若しくは届出書又は第三十条第三項(第三十二条の六第六項、第三十三条第四項及び第五項並びに第三十三条の三第二項)において準用する場合を含む。( )に規定する書類に虚偽の記載をして提出した者
- 二 (略)
- 三 第三十二条の七第一項(第三十三条第四項及び第三十三条の三第二項)において準用する場合を含む。( )の規定による届出をせず、若しくは虚偽の届出をし、又は第三十二条の七第一項(第三十三条第四項及び第三十三条の三第二項)において準用する場合を含む。( )に規定する書類に虚偽の記載をして提出した者
- 四 第三十二条の八第一項(第三十三条第四項、第三十三条の二第七項及び第三十三条の三第二項)において準用する場合を含む。( )の規定による届出をせず、又は虚偽の届出をした者

- 六 (略)
- 七 (略)
- 八 (略)
- 九 (略)
- 十 (略)

第六十六条 次の各号のいずれかに該当する者は、これを三十万円以下の罰金に処する。

- 一 第三十条第二項(第三十二条の六第六項並びに第三十三条第四項及び第五項)において準用する場合を含む。( )に規定する申請書、第三十条第三項(第三十二条の六第六項並びに第三十三条第四項及び第五項)において準用する場合を含む。( )に規定する書類に虚偽の記載をして提出した者
- 二 (略)
- 三 第三十二条の七第一項(第三十三条第四項)において準用する場合を含む。( )の規定による届出をせず、又は虚偽の届出をした者
- 四 第三十二条の八第一項(第三十三条第四項及び第三十三条の二第七項)において準用する場合を含む。( )の規定による届出をせず、又は虚偽の届出をした者

五 第三十二条の十四（第三十三条第四項及び第三十三条の第二項において準用する場合を含む。）の規定に違反した者

六 第三十二条の十五（第三十三条第四項、第三十三条の二第七項及び第三十三条の三第二項において準用する場合を含む。）の規定に違反して帳簿書類を作成せず、若しくは事業所に備えて置かなかつた者又は虚偽の帳簿書類を作成した者

七 九（略）

五 第三十二条の十四（第三十三条第四項において準用する場合を含む。）の規定に違反した者

六 第三十二条の十五（第三十三条第四項及び第三十三条の二第七項において準用する場合を含む。）の規定に違反して帳簿書類を作成せず、若しくは事業所に備えて置かなかつた者又は虚偽の帳簿書類を作成した者

七 九（略）

二 労働者派遣事業の適正な運営の確保及び派遣労働者の就業条件の整備等に関する法律（昭和六十年法律第八十八号）

改正案	現行
<p>(用語の意義)</p> <p>第二条 この法律において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。</p> <p>一～五 (略)</p> <p>六 紹介予定派遣 労働者派遣のうち、第五条第一項の許可を受けたる者（以下「一般派遣元事業主」という。）又は第十六条第一項の規定により届出書を提出した者（以下「特定派遣元事業主」という。）が労働者派遣の役務の提供の開始前又は開始後に、当該労働者派遣に係る派遣労働者及び当該派遣労働者に係る労働者派遣の役務の提供を受ける者（以下この号において「派遣先」という。）について、職業安定法その他の法律の規定による許可を受けて、又は届出をして、職業紹介を行い、又は行うことを予定し、<u>とするものをいい、当該職業紹介により、当該派遣労働者が当該派遣先に雇用される旨が、当該労働者派遣の役務の提供の終了前に当該派遣労働者と当該派遣先との間で約されるものを含むものとする。</u></p> <p>(一) 一般労働者派遣事業の許可)</p> <p>第五条 一般労働者派遣事業を行おうとする者は、厚生労働大臣の許</p>	<p>(用語の意義)</p> <p>第二条 この法律において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。</p> <p>一～五 (略)</p> <p>(一) 一般労働者派遣事業の許可)</p> <p>第五条 一般労働者派遣事業を行おうとする者は、<u>事業所ごとに、厚</u></p>

可を受けなければならない。

2 前項の許可を受けようとする者は、次に掲げる事項を記載した申請書を厚生労働大臣に提出しなければならない。

一・二 (略)

三 一般労働者派遣事業を行う事業所の名称及び所在地

四 (略)

3 前項の申請書には、一般労働者派遣事業を行う事業所ごとの当該事業に係る事業計画書その他厚生労働省令で定める書類を添付しなければならない。

4 前項の事業計画書には、厚生労働省令で定めるところにより、一般労働者派遣事業を行う事業所ごとの当該事業に係る派遣労働者の数、労働者派遣に関する料金の額その他労働者派遣に関する事項を記載しなければならない。

5 (略)

(許可の欠格事由)

第六条 次の各号のいずれかに該当する者は、前条第一項の許可を受けることができない。

一 禁錮以上の刑に処せられ、又はこの法律の規定その他労働に関する法律の規定(次号に規定する規定を除く。)であつて政令で定めるもの若しくは暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成三年法律第七十七号)の規定(同法第四十八条の規定を除く。)により、若しくは刑法(明治四十年法律第四十五号)

生労働大臣の許可を受けなければならない。

2 前項の許可を受けようとする者は、次に掲げる事項を記載した申請書を厚生労働大臣に提出しなければならない。

一・二 (略)

三 事業所の名称及び所在地

四 (略)

3 前項の申請書には、事業計画書その他厚生労働省令で定める書類を添付しなければならない。

4 前項の事業計画書には、厚生労働省令で定めるところにより、当該事業に係る派遣労働者の数、労働者派遣に関する料金の額その他労働者派遣に関する事項を記載しなければならない。

5 (略)

(許可の欠格事由)

第六条 次の各号のいずれかに該当する者は、前条第一項の許可を受けることができない。

一 禁錮以上の刑に処せられ、又はこの法律の規定その他労働に関する法律の規定(次号に規定する規定を除く。)であつて政令で定めるもの若しくは暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成三年法律第七十七号)の規定(同法第四十八条の規定を除く。)により、若しくは刑法(明治四十年法律第四十五号)

第二百四条、第二百六条、第二百八条、第二百八条の三、第二百二十二条若しくは第二百四十七条の罪、暴力行為等処罰に関する法律（大正十五年法律第六十号）の罪若しくは出入国管理及び難民認定法（昭和二十六年政令第三百十九号）第七十三条の二第一項の罪を犯したことにより、罰金の刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなつた日から起算して五年を経過しない者

二丁六（略）

（許可証）

第八条 厚生労働大臣は、第五条第一項の許可をしたときは、厚生労働省令で定めるところにより、一般労働者派遣事業を行う事業所の数に応じ、許可証を交付しなければならない。

2 許可証の交付を受けた者は、当該許可証を、一般労働者派遣事業を行う事業所ごとに備え付けるとともに、関係者から請求があつたときは提示しなければならない。

3 （略）

（変更の届出）

第十一条 一般派遣元事業主は、第五条第二項各号に掲げる事項に変更があつたときは、遅滞なく、その旨を厚生労働大臣に届け出なければならぬ。この場合において、当該変更に係る事項が一般労働者派遣事業を行う事業所の新設に係るものであるときは、当該事業

第二百四条、第二百六条、第二百八条、第二百八条の三、第二百二十二条若しくは第二百四十七条の罪若しくは暴力行為等処罰に関する法律（大正十五年法律第六十号）の罪を犯したことにより、罰金の刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなつた日から起算して五年を経過しない者

二丁六（略）

（許可証）

第八条 厚生労働大臣は、第五条第一項の許可をしたときは、厚生労働省令で定めるところにより、許可証を交付しなければならない。

2 許可証の交付を受けた者は、当該許可証を、当該事業所に備え付けるとともに、関係者から請求があつたときは提示しなければならない。

3 （略）

（変更の届出）

第十一条 第五条第一項の許可を受けた者（以下「一般派遣元事業主」という。）は、同条第二項各号に掲げる事項に変更があつたときは、遅滞なく、その旨を厚生労働大臣に届け出なければならない。ただし、一般派遣元事業主で同条第一項の許可を二以上の事業所に

所に係る事業計画書その他厚生労働省令で定める書類を添付しなければならぬ。

2 第五条第四項の規定は、前項の事業計画書について準用する。

3 厚生労働大臣は、第一項の規定により一般労働者派遣事業を行う事業所の新設に係る変更の届出があつたときは、厚生労働省令で定めるところにより、当該新設に係る事業所の数に応じ、許可証を交付しなければならぬ。

4 一般派遣元事業主は、第一項の規定による届出をする場合において、当該届出に係る事項が許可証の記載事項に該当するときは、厚生労働省令で定めるところにより、その書換えを受けなければならない。

(特定労働者派遣事業の届出)

第十六条 特定労働者派遣事業を行おうとする者は、第五条第二項各号に掲げる事項を記載した届出書を厚生労働大臣に提出しなければならない。この場合において、同項第三号中「一般労働者派遣事業」とあるのは、「特定労働者派遣事業」とする。

2 前項の届出書には、特定労働者派遣事業を行う事業所ごとの当該事業に係る事業計画書その他厚生労働省令で定める書類を添付しなければならぬ。

3 前項の事業計画書には、厚生労働省令で定めるところにより、特

ついで受けているものが、当該許可に係る一の事業所に関して同条第二項第一号又は第二号に掲げる事項の変更を届け出たときは、当該事業所以外の事業所に係る当該事項の変更に関しては、この限りでない。

2 一般派遣元事業主は、前項の規定による届出をする場合において、当該届出に係る事項が許可証の記載事項に該当するときは、厚生労働省令で定めるところにより、その書換えを受けなければならない。

(特定労働者派遣事業の届出)

第十六条 特定労働者派遣事業を行おうとする者は、事業所ごとに、第五条第二項各号に掲げる事項を記載した届出書を厚生労働大臣に提出しなければならない。

2 前項の届出書には、事業計画書その他厚生労働省令で定める書類を添付しなければならない。

3 前項の事業計画書には、厚生労働省令で定めるところにより、当

定労働者派遣事業を行う事業所ごとの当該事業に係る派遣労働者の数、労働者派遣に関する料金の額その他労働者派遣に関する事項を記載しなければならない。

(書類の備付け等)

第十八条 特定派遣元事業主は、第十六条第一項の届出書を提出した旨その他厚生労働省令で定める事項を記載した書類を、特定労働者派遣事業を行う事業所ごとに備え付けるとともに、関係者から請求があつたときは提示しなければならない。

(変更の届出)

第十九条 特定派遣元事業主は、第十六条第一項の届出書に記載すべき事項に変更があつたときは、遅滞なく、その旨を厚生労働大臣に届け出なければならない。この場合において、当該変更に係る事項が特定労働者派遣事業を行う事業所の新設に係るものであるときは、当該事業所に係る事業計画書その他厚生労働省令で定める書類を添付しなければならない。

2 第十六条第三項の規定は、前項の事業計画書について準用する。

(事業報告等)

該事業に係る派遣労働者の数、労働者派遣に関する料金の額その他労働者派遣に関する事項を記載しなければならない。

(書類の備付け等)

第十八条 第十六条第一項の規定により届出書を提出した者(以下「特定派遣元事業主」という。)は、当該届出書を提出した旨その他厚生労働省令で定める事項を記載した書類を、当該事業所に備え付けるとともに、関係者から請求があつたときは提示しなければならない。

(変更の届出)

第十九条 特定派遣元事業主は、第十六条第一項の届出書に記載すべき事項に変更があつたときは、遅滞なく、その旨を厚生労働大臣に届け出なければならない。ただし、特定派遣元事業主で同項の届出書を二以上の事業所について提出しているものが、当該届出に係る一の事業所に関して同項の届出書に記載すべき事項のうち第五条第二項第一号又は第二号に掲げる事項の変更を届け出たときは、当該事業所以外の事業所に係る当該事項の変更に関しては、この限りでない。

(事業報告等)

<p>第二十三条 一般派遣元事業主及び特定派遣元事業主（以下「派遣元事業主」という。）は、厚生労働省令で定めるところにより、労働者派遣事業を行う事業所ごとの当該事業に係る事業報告書及び収支決算書を作成し、厚生労働大臣に提出しなければならない。</p> <p>2 前項の事業報告書には、厚生労働省令で定めるところにより、労働者派遣事業を行う事業所ごとの当該事業に係る派遣労働者の数、労働者派遣の役務の提供を受けた者の数、労働者派遣に関する料金の額その他労働者派遣に関する事項を記載しなければならない。</p> <p>3 (略)</p> <p>(個人情報の取扱い)</p> <p>第二十四条の三 派遣元事業主は、労働者派遣に関し、労働者の個人情報収集し、保管し、又は使用するに当たっては、その業務（紹介予定派遣をする場合における職業紹介を含む。次条において同じ。）の目的の達成に必要な範囲内で労働者の個人情報を収集し、並びに当該収集の目的の範囲内でこれを保管し、及び使用しなければならない。ただし、本人の同意がある場合その他正当な事由がある場合は、この限りでない。</p> <p>2 (略)</p> <p>(契約の内容等)</p> <p>第二十六条 労働者派遣契約（当事者の一方が相手方に対し労働者派遣をすることを約する契約をいう。以下同じ。）の当事者は、厚生</p>	<p>第二十三条 一般派遣元事業主及び特定派遣元事業主（以下「派遣元事業主」という。）は、厚生労働省令で定めるところにより、事業報告書及び収支決算書を作成し、厚生労働大臣に提出しなければならない。</p> <p>2 前項の事業報告書には、厚生労働省令で定めるところにより、当該事業に係る派遣労働者の数、労働者派遣の役務の提供を受けた者の数、労働者派遣に関する料金の額その他労働者派遣に関する事項を記載しなければならない。</p> <p>3 (略)</p> <p>(個人情報の取扱い)</p> <p>第二十四条の三 派遣元事業主は、労働者派遣に関し、労働者の個人情報収集し、保管し、又は使用するに当たっては、その業務の目的の達成に必要な範囲内で労働者の個人情報を収集し、並びに当該収集の目的の範囲内でこれを保管し、及び使用しなければならない。ただし、本人の同意がある場合その他正当な事由がある場合は、この限りでない。</p> <p>2 (略)</p> <p>(契約の内容等)</p> <p>第二十六条 労働者派遣契約（当事者の一方が相手方に対し労働者派遣をすることを約する契約をいう。以下同じ。）の当事者は、厚生</p>
<p>第二十三条 一般派遣元事業主及び特定派遣元事業主（以下「派遣元事業主」という。）は、厚生労働省令で定めるところにより、事業報告書及び収支決算書を作成し、厚生労働大臣に提出しなければならない。</p> <p>2 前項の事業報告書には、厚生労働省令で定めるところにより、当該事業に係る派遣労働者の数、労働者派遣の役務の提供を受けた者の数、労働者派遣に関する料金の額その他労働者派遣に関する事項を記載しなければならない。</p> <p>3 (略)</p> <p>(個人情報の取扱い)</p> <p>第二十四条の三 派遣元事業主は、労働者派遣に関し、労働者の個人情報収集し、保管し、又は使用するに当たっては、その業務の目的の達成に必要な範囲内で労働者の個人情報を収集し、並びに当該収集の目的の範囲内でこれを保管し、及び使用しなければならない。ただし、本人の同意がある場合その他正当な事由がある場合は、この限りでない。</p> <p>2 (略)</p> <p>(契約の内容等)</p> <p>第二十六条 労働者派遣契約（当事者の一方が相手方に対し労働者派遣をすることを約する契約をいう。以下同じ。）の当事者は、厚生</p>	<p>第二十三条 一般派遣元事業主及び特定派遣元事業主（以下「派遣元事業主」という。）は、厚生労働省令で定めるところにより、事業報告書及び収支決算書を作成し、厚生労働大臣に提出しなければならない。</p> <p>2 前項の事業報告書には、厚生労働省令で定めるところにより、当該事業に係る派遣労働者の数、労働者派遣の役務の提供を受けた者の数、労働者派遣に関する料金の額その他労働者派遣に関する事項を記載しなければならない。</p> <p>3 (略)</p> <p>(個人情報の取扱い)</p> <p>第二十四条の三 派遣元事業主は、労働者派遣に関し、労働者の個人情報収集し、保管し、又は使用するに当たっては、その業務の目的の達成に必要な範囲内で労働者の個人情報を収集し、並びに当該収集の目的の範囲内でこれを保管し、及び使用しなければならない。ただし、本人の同意がある場合その他正当な事由がある場合は、この限りでない。</p> <p>2 (略)</p> <p>(契約の内容等)</p> <p>第二十六条 労働者派遣契約（当事者の一方が相手方に対し労働者派遣をすることを約する契約をいう。以下同じ。）の当事者は、厚生</p>

労働省令で定めるところにより、当該労働者派遣契約の締結に際し、次に掲げる事項を定めるとともに、その内容の差異に応じて派遣労働者の人数を定めなければならない。

一～八（略）

九 労働者派遣契約が紹介予定派遣に係るものである場合にあつては、当該紹介予定派遣に関する事項

十（略）

2 派遣元事業主は、前項第四号に掲げる労働者派遣の期間（第四十条の二第一項第三号及び第四号に掲げる業務に係る労働者派遣の期間を除く。）については、厚生労働大臣が当該労働力の需給の適正な調整を図るため必要があると認める場合において業務の種類に応じ当該労働力の需給の状況、当該業務の処理の実情等を考慮して定める期間を超える定めをしてはならない。

3～6（略）

7 労働者派遣（紹介予定派遣を除く。）の役務の提供を受けようとする者は、労働者派遣契約の締結に際し、当該労働者派遣契約に基づき労働者派遣に係る派遣労働者を特定することを目的とする行為をしないように努めなければならない。

（派遣労働者であることの明示等）

第三十二条 派遣元事業主は、労働者を派遣労働者として雇い入れようとするときは、あらかじめ、当該労働者にその旨（紹介予定派遣に係る派遣労働者として雇い入れようとする場合にあつては、その

労働省令で定めるところにより、当該労働者派遣契約の締結に際し、次に掲げる事項を定めるとともに、その内容の差異に応じて派遣労働者の人数を定めなければならない。

一～八（略）

九（略）

2 派遣元事業主は、前項第四号に掲げる労働者派遣の期間（第四十条の二第一項第三号に掲げる業務に係る労働者派遣の期間を除く。）については、厚生労働大臣が当該労働力の需給の適正な調整を図るため必要があると認める場合において業務の種類に応じ当該労働力の需給の状況、当該業務の処理の実情等を考慮して定める期間を超える定めをしてはならない。

3～6（略）

7 労働者派遣の役務の提供を受けようとする者は、労働者派遣契約の締結に際し、当該労働者派遣契約に基づき労働者派遣に係る派遣労働者を特定することを目的とする行為をしないように努めなければならない。

（派遣労働者であることの明示等）

第三十二条 派遣元事業主は、労働者を派遣労働者として雇い入れようとするときは、あらかじめ、当該労働者にその旨を明示しなければならない。

旨を含む。)を明示しなければならない。

2 派遣元事業主は、その雇用する労働者であつて、派遣労働者として雇い入れた労働者以外のものを新たに労働者派遣の対象としようとするときは、あらかじめ、当該労働者にその旨(新たに紹介予定派遣の対象としようとする場合にあつては、その旨を含む。)を明示し、その同意を得なければならない。

(就業条件等の明示)

第三十四条 派遣元事業主は、労働者派遣をしようとするときは、あらかじめ、当該労働者派遣に係る派遣労働者に対し、厚生労働省令で定めるところにより、次に掲げる事項を明示しなければならない。

一 当該労働者派遣をしようとする旨

二 第二十六条第一項各号に掲げる事項その他厚生労働省令で定める事項であつて当該派遣労働者に係るもの

三 第四十条の二第一項各号に掲げる業務以外の業務について労働者派遣をする場合にあつては、当該派遣労働者が従事する業務について派遣先が同項の規定に抵触することとなる最初の日

2 派遣元事業主は、派遣先から第四十条の二第五項の規定による通知を受けたときは、遅滞なく、当該通知に係る業務に従事する派遣労働者に対し、厚生労働省令で定めるところにより、当該業務について派遣先が同条第一項の規定に抵触することとなる最初の日を明示しなければならない。

2 派遣元事業主は、その雇用する労働者であつて、派遣労働者として雇い入れた労働者以外のものを新たに労働者派遣の対象としようとするときは、あらかじめ、当該労働者にその旨を明示し、その同意を得なければならない。

(就業条件の明示)

第三十四条 派遣元事業主は、労働者派遣をしようとするときは、あらかじめ、当該労働者派遣に係る派遣労働者に対し、厚生労働省令で定めるところにより、その旨及び第二十六条第一項各号に掲げる事項その他厚生労働省令で定める事項であつて当該派遣労働者に係るものを明示しなければならない。

(労働者派遣の期間)

第三十五条の二 (略)

2 派遣元事業主は、前項の当該抵触することとなる最初の日の一月前の日から当該抵触することとなる最初の日の前日までの間に、厚生労働省令で定める方法により、当該抵触することとなる最初の日以降継続して労働者派遣を行わない旨を当該派遣先及び当該労働者派遣に係る派遣労働者に通知しなければならない。

(派遣元責任者)

第三十六条 派遣元事業主は、派遣就業に関し次に掲げる事項を行わせるため、厚生労働省令で定めるところにより、第六条第一号から第四号までに該当しない者(未成年者を除く。)のうちから派遣元責任者を選任しなければならない。

一 第三十二条、第三十四条、第三十五条、前条第二項及び次条に定める事項に関すること。

二 四 (略)

五 当該派遣労働者の安全及び衛生に関し、当該事業所の労働者の安全及び衛生に関する業務を統括管理する者及び当該派遣先との連絡調整を行うこと。

六 前号に掲げるもののほか、当該派遣先との連絡調整に関すること。

(労働者派遣の期間)

第三十五条の二 (略)

(派遣元責任者)

第三十六条 派遣元事業主は、派遣就業に関し次に掲げる事項を行わせるため、厚生労働省令で定めるところにより、第六条第一号から第四号までに該当しない者(未成年者を除く。)のうちから派遣元責任者を選任しなければならない。

一 第三十二条、第三十四条、第三十五条及び次条に定める事項に関すること。

二 四 (略)

五 当該派遣先との連絡調整に関すること。

(派遣元管理台帳)

第三十七条 派遣元事業主は、厚生労働省令で定めるところにより、派遣就業に関し、派遣元管理台帳を作成し、当該台帳に派遣労働者ごとに次に掲げる事項を記載しなければならない。

一～六 (略)

七 紹介予定派遣に係る派遣労働者については、当該紹介予定派遣に関する事項

八 (略)

2 (略)

(準用)

第三十八条 第三十三条及び第三十四条第一項(第三号を除く。)の規定は、派遣元事業主以外の労働者派遣をする事業主について準用する。この場合において、第三十三条中「派遣先」とあるのは、「労働者派遣の役務の提供を受ける者」と読み替えるものとする。

(労働者派遣の役務の提供を受ける期間)

第四十条の二 派遣先は、当該派遣先の事業所その他派遣就業の場所ごとの同一の業務(次に掲げる業務を除く。第三項において同じ。)について、派遣元事業主から派遣可能期間を超える期間継続して労働者派遣の役務の提供を受けてはならない。

一 (略)

二 前号に掲げるもののほか、次のイ又はロに該当する業務

(派遣元管理台帳)

第三十七条 派遣元事業主は、厚生労働省令で定めるところにより、派遣就業に関し、派遣元管理台帳を作成し、当該台帳に派遣労働者ごとに次に掲げる事項を記載しなければならない。

一～六 (略)

七 (略)

2 (略)

(準用)

第三十八条 第三十三条及び第三十四条の規定は、派遣元事業主以外の労働者派遣をする事業主について準用する。この場合において、第三十三条中「派遣先」とあるのは、「労働者派遣の役務の提供を受ける者」と読み替えるものとする。

(労働者派遣の役務の提供を受ける期間)

第四十条の二 派遣先は、当該派遣先の事業所その他派遣就業の場所ごとの同一の業務(次に掲げる業務を除く。次条において同じ。)について、派遣元事業主から一年を超える期間継続して労働者派遣の役務の提供を受けてはならない。

一 (略)

二 前号に掲げるもののほか、事業の開始、転換、拡大、縮小又は

イ 事業の開始、転換、拡大、縮小又は廃止のための業務であつて一定の期間内に完了することが予定されているもの

ロ その業務が一箇月間に行われる日数が、当該派遣就業に係る派遣先に雇用される通常の労働者の一箇月間の所定労働日数に比し相当程度少なく、かつ、厚生労働大臣の定める日数以下である業務

三 (略)

四 当該派遣先に雇用される労働者が育児休業、介護休業等育児又は家族介護を行う労働者の福祉に関する法律第二条第一号に規定する介護休業をし、及びこれに準ずる休業として厚生労働省令で定める休業をする場合における当該労働者の業務

2 前項の派遣可能期間は、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、それぞれ当該各号に定める期間とする。

一 次項の規定により労働者派遣の役務の提供を受けようとする期間が定められている場合 その定められている期間

二 前号に掲げる場合以外の場合 一年

3 派遣先は、当該派遣先の事業所その他派遣就業の場所ごとの同一の業務について、派遣元事業主から一年を超え三年以内の期間継続して労働者派遣の役務の提供を受けようとするときは、あらかじめ、厚生労働省令で定めるところにより、当該労働者派遣の役務の提供を受けようとする期間を定めなければならない。

4 派遣先は、前項の期間を定め、又はこれを変更しようとするときは、あらかじめ、当該派遣先の事業所に、労働者の過半数で組織す

廃止のための業務であつて一定の期間内に完了することが予定されているもの

三 (略)

る労働組合がある場合においてはその労働組合に対し、労働者の過半数で組織する労働組合がない場合においては労働者の過半数を代表する者に対し、当該期間を通知し、その意見を聴くものとする。

5 派遣先は、労働者派遣契約の締結後に当該労働者派遣契約に基づく労働者派遣に係る業務について第三項の期間を定め、又はこれを変更したときは、速やかに、当該労働者派遣をする派遣元事業主に<sup>1</sup>対し、当該業務について第一項の規定に抵触することとなる最初の日を通知しなければならない。

6 厚生労働大臣は、<sup>2</sup>第一項第一号の政令の制定若しくは改正の立案をし、又は同項第三号若しくは第四号の厚生労働省令の制定若しくは改正をしようとするときは、あらかじめ、労働政策審議会の意見を聴かなければならない。

(派遣労働者の雇用)

第四十条の三 派遣先は、当該派遣先の事業所その他派遣就業の場所<sup>1</sup>ごとの同一の業務(前条第一項各号に掲げる業務を除く。)<sup>2</sup>について派遣元事業主から継続して一年以上前条第一項の派遣可能期間以内の期間労働者派遣の役務の提供を受けた場合において、引き続き当該同一の業務に労働者を従事させるため、当該労働者派遣の役務の提供を受けた期間(以下この条において「派遣実施期間」という。)<sup>3</sup>が経過した日以後労働者を雇い入れようとするときは、当該同一の業務に派遣実施期間継続して従事した派遣労働者であつて次の各号に適合するものを、遅滞なく、雇い入れるように努めなければ

2 厚生労働大臣は、<sup>1</sup>前項第一号の政令の制定若しくは改正の立案をし、又は同項第三号の厚生労働省令の制定若しくは改正をしようとするときは、あらかじめ、労働政策審議会の意見を聴かなければならない。

(派遣労働者の雇用)

第四十条の三 派遣先は、当該派遣先の事業所その他派遣就業の場所<sup>1</sup>ごとの同一の業務について派遣元事業主から継続して一年間労働者派遣の役務の提供を受けた場合において、引き続き当該同一の業務に労働者を従事させるため、当該一年間が経過した日以後労働者を雇い入れようとするときは、当該同一の業務に継続して一年間従事した派遣労働者であつて次の各号に適合するものを、遅滞なく、雇い入れるように努めなければならぬ。

ならない。

一 派遣実施期間が経過した日までに、当該派遣先に雇用されて当該同一の業務に従事することを希望する旨を当該派遣先に申し出たこと。

二 派遣実施期間が経過した日から起算して七日以内に当該派遣元事業主との雇用関係が終了したこと。

第四十条の四 派遣先は、第三十五条の二第二項の規定による通知を受けた場合において、当該労働者派遣の役務の提供を受けたならば第四十条の二第一項の規定に抵触することとなる最初の日以降継続して第三十五条の二第二項の規定による通知を受けた派遣労働者を使用しようとするときは、当該抵触することとなる最初の日の前日までに、当該派遣労働者であつて当該派遣先に雇用されることを希望するものに対し、雇用契約の申込みをしなければならない。

第四十条の五 派遣先は、当該派遣先の事業所その他派遣就業の場所ごとの同一の業務（第四十条の二第一項各号に掲げる業務に限る。）

（）について、派遣元事業主から三年を超える期間継続して同一の派遣労働者に係る労働者派遣の役務の提供を受けている場合において、当該同一の業務に労働者に従事させるため、当該三年が経過した日以後労働者を雇い入れようとするときは、当該同一の派遣労働者に対し、雇用契約の申込みをしなければならない。

一 当該一年間が経過した日の前日までに、当該派遣先に雇用されて当該同一の業務に従事することを希望する旨を当該派遣先に申し出たこと。

二 当該一年間が経過した日から起算して七日以内に当該派遣元事業主との雇用関係が終了したこと。

(派遣先責任者)

第四十一条 派遣先は、派遣就業に関し次に掲げる事項を行わせるため、厚生労働省令で定めるところにより、派遣先責任者を選任しなければならない。

一 (略)

二 第四十条の二第五項及び次条に定める事項にすること。

三 (略)

四 当該派遣労働者の安全及び衛生に関し、当該事業所の労働者の安全及び衛生に関する業務を統括管理する者及び当該派遣元事業主との連絡調整を行うこと。

五 前号に掲げるもののほか、当該派遣元事業主との連絡調整に関すること。

(派遣先管理台帳)

第四十二条 派遣先は、厚生労働省令で定めるところにより、派遣就業に関し、派遣先管理台帳を作成し、当該台帳に派遣労働者ごとに次に掲げる事項を記載しなければならない。

一～五 (略)

六 紹介予定派遣に係る派遣労働者については、当該紹介予定派遣に関する事項

七 (略)

2・3 (略)

(派遣先責任者)

第四十一条 派遣先は、派遣就業に関し次に掲げる事項を行わせるため、厚生労働省令で定めるところにより、派遣先責任者を選任しなければならない。

一 (略)

二 次条に定める事項にすること。

三 (略)

四 当該派遣元事業主との連絡調整に関すること。

(派遣先管理台帳)

第四十二条 派遣先は、厚生労働省令で定めるところにより、派遣就業に関し、派遣先管理台帳を作成し、当該台帳に派遣労働者ごとに次に掲げる事項を記載しなければならない。

一～五 (略)

六 (略)

2・3 (略)

(公表等)

第四十九条の二 厚生労働大臣は、第四条第三項、第二十四条の二、  
第四十条の二第一項、第四十条の四又は第四十条の五の規定に違反  
している者に対し、第四十八条第一項の規定による指導又は助言を  
した場合において、その者がなお第四条第三項、第二十四条の二、  
第四十条の二第一項、第四十条の四又は第四十条の五の規定に違反  
しており、又は違反するおそれがあると認めるときは、当該者に対  
し、第四条第三項、第二十四条の二若しくは第四十条の二第一項の  
規定に違反する派遣就業を是正するために必要な措置若しくは当該  
派遣就業が行われることを防止するために必要な措置をとるべきこ  
と又は第四十条の四若しくは第四十条の五の規定による雇用契約の  
申込みをすべきことを勧告することができる。

2・3 (略)

(手数料)

第五十四条 次に掲げる者は、実費を勘案して政令で定める額の手数  
料を納付しなければならない。

一～三 (略)

四 第十一条第四項の規定による許可証の書換えを受けようとする  
者

第六十一条 次の各号のいずれかに該当する者は、三十万円以下の罰  
金に処する。

(公表等)

第四十九条の二 厚生労働大臣は、第四条第三項、第二十四条の二又  
は第四十条の二第一項の規定に違反している者に対し、第四十八条  
第一項の規定による指導又は助言をした場合において、その者がな  
お第四条第三項、第二十四条の二又は第四十条の二第一項の規定に  
違反しており、又は違反するおそれがあると認めるときは、当該者  
に対し、第四条第三項、第二十四条の二又は第四十条の二第一項の  
規定に違反する派遣就業を是正するために必要な措置又は当該派遣  
就業が行われることを防止するために必要な措置をとるべきことを  
勧告することができる。

2・3 (略)

(手数料)

第五十四条 次に掲げる者は、実費を勘案して政令で定める額の手数  
料を納付しなければならない。

一～三 (略)

四 第十一条第二項の規定による許可証の書換えを受けようとする  
者

第六十一条 次の各号のいずれかに該当する者は、三十万円以下の罰  
金に処する。

一 (略)

二 第十一条第一項、第十三条第一項、第十九条第一項、第二十条若しくは第二十三条第三項の規定による届出をせず、若しくは虚偽の届出をし、又は第十一条第一項若しくは第十九条第一項に規定する書類に虚偽の記載をして提出した者

三 第三十四条、第三十五条、第三十五条の二第一項、第三十六条、第三十七条、第四十一条又は第四十二条の規定に違反した者  
四・五 (略)

附則

4 第五条第二項の規定の適用については、当分の間、同項第三号中「所在地」とあるのは、「所在地並びに当該事業所において物の製造の業務（物の溶融、鑄造、加工、組立て、洗浄、塗装、運搬等物を製造する工程における作業に係る業務をいう。）であつて、その業務に従事する労働者の就業の実情並びに当該業務に係る派遣労働者の就業条件の確保及び労働力の需給の適正な調整に与える影響を勘案して厚生労働省令で定めるもの（以下「特定製造業務」という。）について一般労働者派遣事業を行う場合にはその旨」とする。

5 職業安定法及び労働者派遣事業の適正な運営の確保及び派遣労働者の就業条件の整備等に関する法律の一部を改正する法律（平成十五年法律第 号）の施行の日から起算して三年を経過する日までの間における第四十条の二第二項の規定の適用については、同項

一 (略)

二 第十一条第一項、第十三条第一項、第十九条、第二十条又は第二十三条第三項の規定による届出をせず、又は虚偽の届出をした者

三 第三十四条から第三十七条まで、第四十一条又は第四十二条の規定に違反した者  
四・五 (略)

附則

4 何人も、物の製造の業務（物の溶融、鑄造、加工、組立て、洗浄、塗装、運搬等物を製造する工程における作業に係る業務をいう。）であつて、その業務に従事する労働者の就業の実情並びに当該業務に係る派遣労働者の就業条件の確保及び労働力の需給の適正な調整に与える影響を勘案して厚生労働省令で定めるものについては、当分の間、労働者派遣事業を行つてはならない。この場合において、第四条第三項の規定の適用については、同項中「第一項各号のいずれかに該当する業務」とあるのは、「第一項各号のいずれかに該当する業務又は附則第四項前段に規定する業務」とする。

5 厚生労働大臣は、前項の厚生労働省令の制定又は改正をしようとするときは、あらかじめ、労働政策審議会の意見を聴かなければならない。

中「次の」とあるのは、「特定製造業務については一年とし、特定製造業務以外の業務については次の」とする。

6 附則第四項前段の規定に違反した者は、一年以下の懲役又は百万円以下の罰金に処する。

7 法人の代表者又は法人若しくは人の代理人、使用人その他の従業者が、その法人又は人の業務に関して、前項の違反行為をしたときは、行為者を罰するほか、その法人又は人に対しても、同項の罰金刑を科する。

三 高年齢者等の雇用の安定等に関する法律（昭和四十六年法律第六十八号）

改正案	現行
<p>(業務等) 第三十三条 (略)</p> <p>2 (略)</p> <p>3 前項の規定による無料の職業紹介事業に関しては、高年齢者職業経験活用センターを職業安定法第四条第七項に規定する職業紹介事業者若しくは同法第三十三条の二第一項各号に掲げる施設の長又は雇用対策法第二条に規定する職業紹介機関と、前項の規定による届出を職業安定法第三十三条の二第一項の規定による届出とみなして、同法第五条の二から第五条の七まで、第三十三条の二第三項及び第五項から第七項まで、第三十三条の五から第三十四条まで、第四十八条から第四十八条の四まで、第五十一条の二並びに第六十五条から第六十七条までの規定並びに雇用対策法第三章の規定を適用する。この場合において、職業安定法第三十三条の二第三項中、「同項」とあり、並びに同条第五項及び第七項中、「第一項」とあるのは、「高年齢者等の雇用の安定等に関する法律第三十三条第二項」とする。</p> <p>4 (略)</p>	<p>(業務等) 第三十三条 (略)</p> <p>2 (略)</p> <p>3 前項の規定による無料の職業紹介事業に関しては、高年齢者職業経験活用センターを職業安定法第四条第七項に規定する職業紹介事業者若しくは同法第三十三条の二第一項各号に掲げる施設の長又は雇用対策法第二条に規定する職業紹介機関と、前項の規定による届出を職業安定法第三十三条の二第一項の規定による届出とみなして、同法第五条の二から第五条の七まで、第三十三条の二第三項及び第五項から第七項まで、第三十三条の三、第三十三条の五から第三十四条まで、第四十八条から第四十八条の四まで、第五十一条の二並びに第六十五条から第六十七条までの規定並びに雇用対策法第三章の規定を適用する。この場合において、職業安定法第三十三条の二第三項中、「同項」とあり、並びに同条第五項及び第七項中、「第一項」とあるのは、「高年齢者等の雇用の安定等に関する法律第三十三条第二項」とする。</p> <p>4 (略)</p>

四 港湾労働法（昭和六十三年法律第四十号）

改正案				現行			
(労働者派遣法の特例)				(労働者派遣法の特例)			
第二十三条	港湾派遣元事業主が行う港湾労働者派遣事業に関しては、労働者派遣法第四条第一項第一号（同号に規定する港湾運送の業務に係る部分に限る。）	第二章第二節、第二十三条第三項、第二十六條第三項、第四十八條第二項及び第五十四條の規定は適用しないものとし、労働者派遣法他の規定の適用については港湾派遣元事業主を労働者派遣法第二十三條第一項に規定する派遣元事業主とみなす。この場合において、次の表の上欄に掲げる労働者派遣法の規定中同表の中欄に掲げる字句は、同表の下欄に掲げる字句とする。	第二十三条	港湾派遣元事業主が行う港湾労働者派遣事業に関しては、労働者派遣法第四条第一項第一号（同号に規定する港湾運送の業務に係る部分に限る。）	第二章第二節、第二十三條第三項、第二十六條第三項、第四十八條第二項及び第五十四條の規定は適用しないものとし、労働者派遣法他の規定の適用については港湾派遣元事業主を労働者派遣法第二十三條第一項に規定する派遣元事業主とみなす。この場合において、次の表の上欄に掲げる労働者派遣法の規定中同表の中欄に掲げる字句は、同表の下欄に掲げる字句とする。		
第三十六條第六号	先	当該派遣先及び港湾労働法第二十八條第三項に規定する港湾労働者雇用安定センター（第四十一條第五号において「港湾労働者雇用安定センター」という。）	第三十六條第五号	先	当該派遣先及び港湾労働法第二十八條第三項に規定する港湾労働者雇用安定センター（第四十一條第四号において「港湾労働者雇用安定センター」という。）		
第四十一	当該派遣	当該派遣元事業主及び港湾労働者雇用安定	第四十一	当該派遣	当該派遣元事業主及び港湾労働者雇用安定		
(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)		

(略)	条第五号
(略)	元事業主
(略)	センター

(略)	条第四号
(略)	元事業主
(略)	センター

五 中小企業における労働力の確保及び良好な雇用の機会の創出のための雇用管理の改善の促進に関する法律（平成三年法律第五十七号）

改正案	現行
<p>（委託募集の特例等）</p> <p>第十三条 認定組合等の構成員たる中小企業者が当該認定組合等をして労働者の募集を行わせようとする場合において、当該認定組合等が認定計画に従って当該募集に従事しようとするときは、職業安定法（昭和二十二年法律第四百一号）第三十六条第一項及び第三項の規定は、当該構成員たる中小企業者については、適用しない。</p> <p>2 （略）</p> <p>3 職業安定法第三十七条第二項の規定は前項の規定による届出があった場合について、同法第五条の三第一項及び第三項、第五条の四、第三十九条、第四十一条第二項、第四十八条の三、第四十八条の四、第五十条第一項及び第二項並びに第五十一条の二の規定は前項の規定による届出をして労働者の募集に従事する者について、同法第四十条の規定は同項の規定による届出をして労働者の募集に従事する者に対する報酬の供与について、同法第五十条第三項及び第四項の規定はこの項において準用する同条第二項に規定する職権を行う場合について準用する。この場合において、同法第三十七条第二項中「労働者の募集を行おうとする者」とあるのは、「中小企業における労働力の確保及び良好な雇用の機会の創出のための雇用管理の改善の促進に関する法律第十三条第二項の規定による届出をして労働者の募集に従事しようとする者」と、同法第四十一条第二項中「当該労働者の募集の業務の廃止を命じ、又は期間」とあるのは、「期</p>	<p>（委託募集の特例等）</p> <p>第十三条 認定組合等の構成員たる中小企業者が当該認定組合等をして労働者の募集を行わせようとする場合において、当該認定組合等が認定計画に従って当該募集に従事しようとするときは、職業安定法（昭和二十二年法律第四百一号）第三十六条第一項の規定は、当該構成員たる中小企業者については、適用しない。</p> <p>2 （略）</p> <p>3 職業安定法第三十七条第二項の規定は前項の規定による届出があった場合について、同法第五条の三第一項及び第三項、第五条の四、第三十九条、第四十一条、第四十八条の三、第四十八条の四、第五十条第一項及び第二項並びに第五十一条の二の規定は前項の規定による届出をして労働者の募集に従事する者について、同法第四十条の規定は同項の規定による届出をして労働者の募集に従事する者に対する報酬の供与について、同法第五十条第三項及び第四項の規定はこの項において準用する同条第一項及び第二項に規定する職権を行う場合について準用する。この場合において、同法第三十七条第二項中「労働者の募集を行おうとする者」とあるのは、「中小企業における労働力の確保及び良好な雇用の機会の創出のための雇用管理の改善の促進に関する法律第十三条第二項の規定による届出をして労働者の募集に従事しようとする者」と読み替えるものとする。</p>

<p>「間」と読み替えるものとする。</p> <p>4 職業安定法第三十六条第二項及び第四十二条の二の規定の適用については、同法第三十六条第二項中「前項の」とあるのは「被用者以外の者をして労働者の募集に従事させようとする者がその被用者以外の者に与えようとする」と、同法第四十二条の二中「第三十九条に規定する募集受託者」とあるのは「中小企業における労働力の確保及び良好な雇用の機会の創出のための雇用管理の改善の促進に関する法律第十二条第二項の規定による届出をして労働者の募集に従事する者」とする。</p> <p>5 (略)</p> <p>(罰則)</p> <p>第十九条 第十三条第三項において準用する職業安定法第四十一条第二項の規定による業務の停止の命令に違反して、労働者の募集に従事した者は、一年以下の懲役又は百万円以下の罰金に処する。</p>	<p>4 職業安定法第四十二条の二の規定の適用については、同条中「第三十九条に規定する募集受託者」とあるのは、「中小企業における労働力の確保及び良好な雇用の機会の創出のための雇用管理の改善の促進に関する法律第十三条第二項の規定による届出をして労働者の募集に従事する者」とする。</p> <p>5 (略)</p> <p>(罰則)</p> <p>第十九条 第十三条第三項において準用する職業安定法第四十一条の規定による業務の停止の命令に違反して、労働者の募集に従事した者は、一年以下の懲役又は百万円以下の罰金に処する。</p>
---	---

六 育児休業、介護休業等育児又は家族介護を行う労働者の福祉に関する法律（平成三年法律第七十六号）

改正案	現行
<p>（育児休業等取得者の業務を処理するために必要な労働者の募集の特例）</p> <p>第五十三条 認定中小企業団体の構成員たる中小企業者が、当該認定中小企業団体をして育児休業又は介護休業（これらに準ずる休業を含む。以下この項において同じ。）をする労働者の当該育児休業又は介護休業をする期間について当該労働者の業務を処理するために必要な労働者の募集を行わせようとする場合において、当該認定中小企業団体が当該募集に従事しようとするときは、職業安定法（昭和二十二年法律第四百十一号）第三十六条第一項及び第三項の規定は、当該構成員たる中小企業者については、適用しない。</p> <p>2～4（略）</p> <p>5 職業安定法第三十七条第二項の規定は前項の規定による届出があった場合について、同法第五条の三第一項及び第三項、第五条の四、第三十九条、第四十一条第二項、第四十八条の三、第四十八条の四、第五十条第一項及び第二項並びに第五十一条の二の規定は前項の規定による届出をして労働者の募集に従事する者について、同法第四十条の規定は同項の規定による届出をして労働者の募集に従事する者に対する報酬の供与について、同法第五十条第三項及び第四項の規定はこの項において準用する同条第二項に規定する職権を行う場合について準用する。この場合において、同法第三十七条第二項中、「労働者の募集を行おうとする者」とあるのは、「育児休業、介</p>	<p>（育児休業等取得者の業務を処理するために必要な労働者の募集の特例）</p> <p>第五十三条 認定中小企業団体の構成員たる中小企業者が、当該認定中小企業団体をして育児休業又は介護休業（これらに準ずる休業を含む。以下この項において同じ。）をする労働者の当該育児休業又は介護休業をする期間について当該労働者の業務を処理するために必要な労働者の募集を行わせようとする場合において、当該認定中小企業団体が当該募集に従事しようとするときは、職業安定法（昭和二十二年法律第四百十一号）第三十六条第一項の規定は、当該構成員たる中小企業者については、適用しない。</p> <p>2～4（略）</p> <p>5 職業安定法第三十七条第二項の規定は前項の規定による届出があった場合について、同法第五条の三第一項及び第三項、第五条の四、第三十九条、第四十一条、第四十八条の三、第四十八条の四、第五十条第一項及び第二項並びに第五十一条の二の規定は前項の規定による届出をして労働者の募集に従事する者について、同法第四十条の規定は同項の規定による届出をして労働者の募集に従事する者に対する報酬の供与について、同法第五十条第三項及び第四項の規定はこの項において準用する同条第一項及び第二項に規定する職権を行う場合について準用する。この場合において、同法第三十七条第二項中、「労働者の募集を行おうとする者」とあるのは、「育児休</p>

<p>6 職業安定法第三十六条第二項及び第四十二条の二の規定の適用については、同法第三十六条第二項中「前項の」とあるのは「被用者以外の者をして労働者の募集に従事させようとする者がその被用者以外の者に与えようとする」と、同法第四十二条の二中「第三十九条に規定する募集受託者」とあるのは「育児休業、介護休業等育児又は家族介護を行う労働者の福祉に関する法律第五十三条第四項の規定による届出をして労働者の募集に従事する者」とする。</p> <p>7 (略)</p> <p>(罰則)</p> <p>第六十二条 第五十三条第五項において準用する職業安定法第四十一条第二項の規定による業務の停止の命令に違反して、労働者の募集に従事した者は、一年以下の懲役又は百万円以下の罰金に処する。</p>	<p>6 職業安定法第四十二条の二の規定の適用については、同条中「第三十九条に規定する募集受託者」とあるのは、「育児休業、介護休業等育児又は家族介護を行う労働者の福祉に関する法律第五十三条第四項の規定による届出をして労働者の募集に従事しようとする者」と読み替えるものとする。</p> <p>6 職業安定法第四十二条の二の規定の適用については、同条中「第三十九条に規定する募集受託者」とあるのは、「育児休業、介護休業等育児又は家族介護を行う労働者の福祉に関する法律第五十三条第四項の規定による届出をして労働者の募集に従事する者」とする。</p> <p>7 (略)</p> <p>(罰則)</p> <p>第六十二条 第五十三条第五項において準用する職業安定法第四十一条の規定による業務の停止の命令に違反して、労働者の募集に従事した者は、一年以下の懲役又は百万円以下の罰金に処する。</p>
<p>護休業等育児又は家族介護を行う労働者の福祉に関する法律第五十三条第四項の規定による届出をして労働者の募集に従事しようとする者」と、同法第四十一条第二項中「当該労働者の募集の業務の廃止を命じ、又は期間」とあるのは「期間」と読み替えるものとする。</p>	<p>業、介護休業等育児又は家族介護を行う労働者の福祉に関する法律第五十三条第四項の規定による届出をして労働者の募集に従事しようとする者」と読み替えるものとする。</p>

七 林業労働力の確保の促進に関する法律（平成八年法律第四十五号）

改正案	現行
<p>（委託募集の特例等）</p> <p>第十三条 認定事業主（他の事業主及びセンターとの共同の申請に基づき第五条第一項の認定を受けた者に限る。）がその認定に係るセンターをして林業労働者の募集を行わせようとする場合には、当該センターは、厚生労働省令で定めるところにより、募集時期、募集人員、募集地域その他の林業労働者の募集に関する事項で厚生労働省令で定めるものを厚生労働大臣に届け出て、当該認定に係る認定計画に従って当該募集に従事することができる。この場合には、職業安定法（昭和二十二年法律第四百一十号）第三十六条第一項及び第三項の規定は、当該認定事業主については、適用しない。</p> <p>2 前項に規定する場合において、当該センターが同項の規定による届出をせずに林業労働者の募集に従事したときは、職業安定法第六十四条（第七号に係る部分に限る。）及び第六十五条（第四号中第三十六条第三項に係る部分に限る。）の規定は、当該認定事業主については、適用しない。</p> <p>3 職業安定法第三十七条第二項の規定は第一項の規定による届出があつた場合について、同法第五条の三第一項及び第三項、第五条の四、第三十九条、第四十一条第二項、第四十八条の三、第四十八条の四、第五十条第一項及び第二項並びに第五十一条の二の規定は第一項の規定による届出をして林業労働者の募集に従事する者について、同法第四十条の規定は同項の規定による届出をして労働者の募</p>	<p>（委託募集の特例等）</p> <p>第十三条 認定事業主（他の事業主及びセンターとの共同の申請に基づき第五条第一項の認定を受けた者に限る。）がその認定に係るセンターをして林業労働者の募集を行わせようとする場合には、当該センターは、厚生労働省令で定めるところにより、募集時期、募集人員、募集地域その他の林業労働者の募集に関する事項で厚生労働省令で定めるものを厚生労働大臣に届け出て、当該認定に係る認定計画に従って当該募集に従事することができる。この場合には、職業安定法（昭和二十二年法律第四百一十号）第三十六条第一項の規定は、当該認定事業主については、適用しない。</p> <p>2 前項に規定する場合において、当該センターが同項の規定による届出をせずに林業労働者の募集に従事したときは、職業安定法第六十四条（第六号に係る部分に限る。）の規定は、当該認定事業主については、適用しない。</p> <p>3 職業安定法第三十七条第二項の規定は第一項の規定による届出があつた場合について、同法第五条の三第一項及び第三項、第五条の四、第三十九条、第四十一条、第四十八条の三、第四十八条の四、第五十条第一項及び第二項並びに第五十一条の二の規定は第一項の規定による届出をして林業労働者の募集に従事する者について、同法第四十条の規定は同項の規定による届出をして労働者の募集に従</p>

集に従事する者に対する報酬の供与について、同法第五十条第三項及び第四項の規定はこの項において準用する同条第二項に規定する職権を行う場合について準用する。この場合において、同法第三十七條第二項中「労働者の募集を行おうとする者」とあるのは、「林業労働力の確保の促進に関する法律第十三条第一項の規定による届出をして同法第二条第一項に規定する林業労働者の募集に従事しようとする者」と、同法第四十一条第二項中「当該労働者の募集の業務の廃止を命じ、又は期間」とあるのは、「期間」と読み替えるものとする。

4 職業安定法第三十六条第二項及び第四十二条の二の規定の適用については、同法第三十六条第二項中「前項の」とあるのは、「被用者以外の者をして労働者の募集に従事させようとする者がその被用者以外の者に与えようとする」と、同法第四十二条の二中「第三十九条に規定する募集受託者」とあるのは、「林業労働力の確保の促進に関する法律第十三条第一項の規定による届出をして同法第二条第一項に規定する林業労働者の募集に従事する者」とする。

(罰則)

第三十二条 第十三条第三項において準用する職業安定法第四十一条第二項の規定による業務の停止の命令に違反して、林業労働者の募集に従事した者は、一年以下の懲役又は百万円以下の罰金に処する。

事する者に対する報酬の供与について、同法第五十条第三項及び第四項の規定はこの項において準用する同条第一項及び第二項に規定する職権を行う場合について準用する。この場合において、同法第三十七條第二項中「労働者の募集を行おうとする者」とあるのは、「林業労働力の確保の促進に関する法律第十三条第一項の規定による届出をして林業労働者の募集に従事しようとする者」と読み替えるものとする。

4 職業安定法第四十二条の二の規定の適用については、同条中「第三十九条に規定する募集受託者」とあるのは、「林業労働力の確保の促進に関する法律第十三条第一項の規定による届出をして同法第二条第一号に規定する林業労働者の募集に従事する者」とする。

(罰則)

第三十二条 第十三条第三項において準用する職業安定法第四十一条の規定による業務の停止の命令に違反して、林業労働者の募集に従事した者は、一年以下の懲役又は百万円以下の罰金に処する。

八 組織的な犯罪の処罰及び犯罪収益の規制等に関する法律（平成十一年法律第百三十六号）

改正案	現行
<p>別表（第二条、第十三条、第二十二條、第四十二條、第五十六條、第五十九條関係） 一～四十七（略）</p> <p>四十八 労働者派遣事業の適正な運営の確保及び派遣労働者の就業条件の整備等に関する法律（昭和六十年法律第八十八号）第五十八條（有害業務目的労働者派遣）の罪又は同法第四條第一項に係る同法第五十九條第一号（禁止業務についての労働者派遣事業）の罪</p> <p>四十九～六十六（略）</p>	<p>別表（第二条、第十三条、第二十二條、第四十二條、第五十六條、第五十九條関係） 一～四十七（略）</p> <p>四十八 労働者派遣事業の適正な運営の確保及び派遣労働者の就業条件の整備等に関する法律（昭和六十年法律第八十八号）第五十八條（有害業務目的労働者派遣）の罪、同法第四條第一項に係る同法第五十九條第一号（禁止業務についての労働者派遣事業）又は同法附則第六項（物の製造の業務についての労働者派遣事業）の罪</p> <p>四十九～六十六（略）</p>

九 経済社会の急速な変化に対応して行う中高年齢者の円滑な再就職の促進、雇用の機会の創出等を図るための雇用保険法等の臨時の特例措置に関する法律（平成十三年法律第百五十八号）

改正案	現行
<p>（労働者派遣事業の適正な運営の確保及び派遣労働者の就業条件の整備等に関する法律の特例）</p> <p>第五条 中高年齢者が労働者派遣事業の適正な運営の確保及び派遣労働者の就業条件の整備等に関する法律（昭和六十年法律第八十八号）以下「労働者派遣法」という。（第二条第二号に規定する派遣労働者である場合における労働者派遣法第二十六条第五項、第四十条の二第三項及び附則第五項の規定の適用については、労働者派遣法第二十六条第五項中「最初の日」とあるのは「最初の日（中高年齢者（四十五歳以上の者をいう。以下同じ。）である派遣労働者のみを当該業務に従事させる場合にあつては、その旨及び当該業務について同項に抵触することとなる最初の日）」と、労働者派遣法第四十条の二第三項中「とき」とあるのは「とき（中高年齢者である派遣労働者のみを当該業務に従事せよとするときを除く。）」と、労働者派遣法附則第五項中「は次の」とあるのは「は、中高年齢者である派遣労働者のみを当該業務に従事させるときは三年とし、その他のときは次の」とする。</p>	<p>（労働者派遣事業の適正な運営の確保及び派遣労働者の就業条件の整備等に関する法律の特例）</p> <p>第五条 中高年齢者が労働者派遣事業の適正な運営の確保及び派遣労働者の就業条件の整備等に関する法律（昭和六十年法律第八十八号）以下「労働者派遣法」という。（第二条第二号に規定する派遣労働者である場合における労働者派遣法第二十六条第五項、第四十条の二第一項及び第四十条の三の規定の適用については、労働者派遣法第二十六条第五項中「最初の日」とあるのは「最初の日（中高年齢者（四十五歳以上の者をいう。以下同じ。）である派遣労働者のみを当該業務に従事させる場合にあつては、その旨及び当該業務について同項に抵触することとなる最初の日）」と、労働者派遣法第四十条の二第一項中「一年」とあるのは「一年（中高年齢者である派遣労働者のみを当該業務に従事させる場合にあつては、三年）」と、労働者派遣法第四十条の三中「から継続して一年間」とあるのは「から継続して一年間（当該派遣労働者が中高年齢者である場合にあつては、一年以上三年以内の期間。以下この条において同じ。）」と、同条第一号中「前日まで」とあるのは「前日（当該一年間が一年以上三年以内の期間である場合にあつては、当該期間が経過した日）まで」とする。</p>

十 構造改革特別区域法（平成十四年法律第百八十九号）

改正案	現行
<p>（職業安定法の特例） 第十二条（略）</p> <p>2 前項の規定による無料の職業紹介事業に関しては、同項に規定する教育施設の長を職業安定法第四条第七項に規定する職業紹介事業者若しくは同法第三十三条の二第一項各号に掲げる施設の長又は雇用対策法（昭和四十一年法律第百三十二号）第二条に規定する職業紹介機関と、前項の規定による届出を職業安定法第三十三条の二第一項の規定による届出とみなして、同法第五条の二から第五条の七まで、第三十三条の二第二項から第八項まで、第三十三条の五から第三十四条まで、第四十八条から第四十八条の四まで、第五十一条の二、第六十条、第六十一条並びに第六十四条から第六十七条までの規定並びに雇用対策法第十条、第十一条、第十三条及び第十四条の規定を適用する。この場合において、職業安定法第三十三条の二第二項中「前項」とあり、及び同条第三項中「同項」とあるのは、「構造改革特別区域法（平成十四年法律第百八十九号）第十二条第一項」と、同条第四項中「文部科学大臣」とあるのは、「農林水産大臣」と、同条第五項、第七項及び第八項中「第一項の規定」とあるのは、「構造改革特別区域法第十二条第一項の規定」と、同項中「教育行政庁」とあるのは、「当該教育施設を設置した地方公共団体」と、同法第六十四条第二号及び第三号並びに第六十六条第四号及び第六号中「第三十三条の二第七項」とあるのは、「構造改革特別区域法</p>	<p>（職業安定法の特例） 第十二条（略）</p> <p>2 前項の規定による無料の職業紹介事業に関しては、同項に規定する教育施設の長を職業安定法第四条第七項に規定する職業紹介事業者若しくは同法第三十三条の二第一項各号に掲げる施設の長又は雇用対策法（昭和四十一年法律第百三十二号）第二条に規定する職業紹介機関と、前項の規定による届出を職業安定法第三十三条の二第一項の規定による届出とみなして、同法第五条の二から第五条の七まで、第三十三条の二第二項から第八項まで、第三十三条の三、第三十三条の五から第三十四条まで、第四十八条から第四十八条の四まで、第五十一条の二、第六十条、第六十一条並びに第六十四条から第六十七条までの規定並びに雇用対策法第十条、第十一条、第十三条及び第十四条の規定を適用する。この場合において、職業安定法第三十三条の二第二項中「前項」とあり、及び同条第三項中「同項」とあるのは、「構造改革特別区域法（平成十四年法律第百八十九号）第十二条第一項」と、同条第四項中「文部科学大臣」とあるのは、「農林水産大臣」と、同条第五項、第七項及び第八項中「第一項の規定」とあるのは、「構造改革特別区域法第十二条第一項の規定」と、同項中「教育行政庁」とあるのは、「当該教育施設を設置した地方公共団体」と、同法第六十四条第二号及び第三号並びに第六十六条第四号及び第六号中「第三十三条の二第七項」とあるのは、「構造</p>

<p>3 (略)</p>	<p>十二條第二項の規定により読み替えて適用する第三十三條の二第七項とする。</p>
<p>3 (略)</p>	<p>改革特別区域法第十二條第二項の規定により読み替えて適用する第三十三條の二第七項とする。</p>